

市営住宅の入居者を募集します

【問合せ】建設課 管理係(角館庁舎) ☎(43)2294

● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
菅沢住宅1-5 (築43年)	角館町菅沢46-2	3DK	3階建 3階	15,100円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅4-54 (築42年)	角館町菅沢42-61	2LDK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅4-59 (築42年)	角館町菅沢42-61	2LDK	3階建 3階	15,600円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅5-66 (築41年)	角館町菅沢46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし
さくらぎの里D-1-2 (築23年)	角館町雲然荒屋敷409	3LDK	2階建	21,500円から (所得額による)	駐車場あり (駐車料金あり)
公園南団地1-4 (築36年)	田沢湖生保内字武蔵野105-895	2LDK	3階建 1階	21,000円から (所得額による)	駐車場あり
武蔵野中央団地8-B-1 (築24年)	田沢湖生保内字武蔵野102-1	2LDK	1階建 1階	16,700円から (所得額による)	駐車場なし
松葉住宅 東102 (築17年)	西木町松木内字松葉278-2	2LDK	2階建 1階	35,000円	駐車場あり (駐車料金あり)
松葉住宅 西201 (築17年)	西木町松木内字松葉247-3	2LDK	2階建 2階	35,000円	駐車場あり (駐車料金あり)

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(FF式など)または電気ストーブを使用。
※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間 / 1月18日(月)～29日(金)
- 入居資格 / 次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。
 - ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)。
 - ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どものがいる世帯は25万9000円以下。
 - ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない方。
 - ④ 市税を滞納していない方。
 - ⑤ 暴力団員でないこと。
- ※ 単身入居の場合は条件がありますのでお問い合わせください(昭和36年4月1日以前に生まれた方は申込可能など)。
- ※ 市外在住の方でも入居可能です。
- ※ 松葉住宅の月額家賃については定額となります。
- 申込方法 / 申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
- 提出先 / 申込書設置場所 / 建設課(角館庁舎)、田沢湖・西木市民センター
- 添付書類 /
 - ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの各一通(学生は除く)
 - ② 入居希望者全員の令和2年度市県民税課税証明書各一通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
 - ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定者などは各1通)
 - ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書1通
 - ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本1通(単身であることが確認できるもの)
 - ⑥ その他特別な事由の書類
- ※ いずれも市役所窓口で発行されます(手数料がかかります)。
- 選考方法 / 応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込によるくじ引き)を行います。
- 抽選日時 / 2月8日(月) 14時
- 抽選場所 / 角館庁舎2階 201会議室
- 入居時期 / 2月17日(水)～

市営住宅の情報は、仙北市ホームページ
https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/10_02.html からご確認ください。



市有財産を公売します

【問合せ】管財課 国土調査係(田沢湖庁舎) ☎(43)3385

次の物件について、条件付き一般競争入札による公売を行います。

- 公売物件 / ダイハツハイゼットカーゴ平成19年式(LF-S330V)
※ 落札者には現状渡しする。また不調や故障の補償などは一切行いません。
- 最低落札価格 / 非公表
- 入札保証金 / 契約保証金免除。
- 物件公開の日時・場所 /
- 日時 / 1月18日(月)～22日(金) 9時～16時
- 場所 / 市役所田沢湖庁舎前車庫(事前にお問い合わせください)
- 落札者の決定方法 / 最低落札価格以上の金額で、最高価格を入札した方と売買契約を締結します。
- 同額の最高価格が2人以上の場合、くじ引きで決定。
- 入札参加資格 /
- 個人 / 仙北市に住民基本台帳登録されている方。
- 法人 / 仙北市の入札参加資格者名簿に登録を有する法人。
- 入札申込 / 1月15日(金)～26日(火)の8時30分～17時までに管財課に必要書類の提出をお願いします(郵送不可)。

※詳細はお問い合わせください。

ダイハツハイゼットカーゴ
平成19年式(LF-S330V)



※必要書類は、管財課で配布するほか、仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=2756)からダウンロードできます。

- 入札日時・場所 /
- 日時 / 1月28日(水) 10時
- 場所 / 市役所田沢湖庁舎 3階 第1会議室
- 入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなします。
- 契約締結と代金の納入 / 売買契約締結後7日以内に、落札額に消費税及び地方消費税額を加えた金額を納入してください。

電気自動車用充電器の使用停止について

【問合せ】西木市民センター(西木第二庁舎) ☎(43)2200

西木庁舎改修工事に伴い、1月以降、庁舎前に設置の電気自動車用充電器(EV quick station)の使用ができなくなります。

利用される皆さんには、ご不便をおかけしますが、ほかの充電施設を利用されるようお願いいたします。

食料品を募集します(フードドライブ)

【問合せ】社会福祉課(角館庁舎) ☎(43)2288

1) 家庭で眠っている食料品はありませんか?

仙北市では、食料品を集める運動(フードドライブ)を実施しています。皆さんからお寄せいただいた食料品は、「一般社団法人フードバンクあきた」にお届けし、そこから食事に不自由されている方々への支援に活用されます。皆さんの協力をお願いします。

2) 粉ミルクなど

● ご提供いただきたい食料品の条件 /

- 包装や外包装が破損していないもの
- 生鮮食品以外のもの
- 未開封のもの
- 消費期限が明記されており、1か月以上先のもの
- 包装や外包装を移し替えていないもの(お米は除く)

※ 右記条件を確認のうえ、状態によってはお持ち帰りいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

● 受付時間 / 8時30分～17時15分

※ 時間外、土・日曜日・祝日は除く。

● 受取窓口 / 社会福祉課(角館庁舎) / 各市民センター / 各出張所 / 社会福祉法人仙北市社会福祉協議会各支所

● ご提供いただきたい食料品 / 穀類(米・乾麺・小麦粉など) / 調味料(みそ・醤油・マヨネーズなど) / 缶詰(肉・果物など) / お菓子類 / インスタント食品 / レトルト食品 / のり、お茶、



角館庁舎1階の社会福祉課前に「フードドライブ」のコーナーを設置しています。



令和3年度中に浄化槽設置を 予定している皆様へ

【問合せ】上下水道課(角館庁舎) ☎(43)22096



仙北市では、生活雑排水対策としてコンパクトで設置が容易な合併処理浄化槽(個人設置型)の設置を推進しています。

下水道および集落排水などの予定がない区域で合併処理浄化槽(生活雑排水とし尿を処理)を設置する方に、予算の範囲内で費用の一部を補助金として交付します。設置後の維

持管理は自己負担で行い、分担金と毎月の使用料は発生しません。設置を予定している方は、お申し込みが必要です。詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

※この浄化槽事業は、予算の範囲内で実施されますので、予算執行の状況により、年度途中で事業を終了する場合があります。

夜間納税・納付窓口を開設します

【問合せ】収納推進課(田沢湖庁舎) ☎(43)1123



日中、仕事などで市税および各種料金などを納めることができない方のために夜間納税・各種料金納付窓口を開設します(各種料金については、納付書持参を原則とするため、納付書を持参しない場合はお受け取りできませんのでご注意ください)。

また、諸事情により市税などを納めることが困難な方のために納税相談窓口もあわせて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

- 場所/収納推進課、角館・西木市民センター
- 西木庁舎は、本庁舎が改修工事のため第一庁舎へお越しください。
- 2月1日(月)～1月31日(日)が日曜日のため(納期限の税目)
- 国民健康保険税第7期
- 後期高齢者医療保険料第7期
- 口座振替も納期限と同日(1月1日)です。通帳の残高をご確認ください。
- ※納税には口座振替が便利で安心です。各金融機関または、市役所税務課、角館・西木市民センターにご相談ください。

給与を支払った方は、 給与と支払報告書の提出が必要です

【問合せ】税務課 市民税係(田沢湖庁舎) ☎(43)1117



マイナンバーや法人番号を 忘れずに記載してください

令和2年中に給与・賃金など(専従者給与やパート、アルバイト代も含みます)を支払った方は、給与・賃金などを受け取った方について、受け取った方が実際に居住する住所地の市町村税務担当課に給与と支払報告書を提出していただく義務があります(地方税法第317条の6第1項)。また、支払った金額が30万円以下の退職者についても提出してください(公平・適正な課税を確保する観点から提出にご協力ください)。

給与と支払報告書は、給与所得者にとつて市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、正確な記入を心がけてくださるようお願いいたします。また、**マイナンバーや法人番号についても所定の欄に漏れなく記入し、必ず期限までに提出してください。**

※給与と支払報告書を提出しなかった方は、罰則が設けられていますのでご注意ください(地方税法第317条の7)。

※令和3年度給与と支払報告書を提出した受給者の中で、令和3年4月1日現在において給与の支払を受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与と支払報告書に係る給与所得者異動届出書を提出いただく必要があります(地方税法第317条の6第2項)。

給与と支払報告書の作成/令和2年中 に給与・賃金などを支払った方(個人・法人を問いませんが、給与・賃金などを 受け取った方)について給与と支払 報告書を作成し、提出してください。

- **提出期限/2月1日(月)**
- **※早期提出にご協力をお願いします。**
- **提出先・提出物/税務課市民税係**
- **※令和3年1月1日現在で、給与・賃金などを受け取った方が実際に居住する住所地の市町村税務担当課に提出することになっていきます。**
- **総括表:1枚**
- **個人別明細書:給与・賃金などを受け取った方1人につき2枚**
- **個人別明細書は、最寄りの市役所・出張所に備え付けていますのでご利用ください。**
- **提出方法/給与と支払報告書(総括表)を先頭に、給与と支払報告書(個人別明細書)を特別徴収者と普通徴収者とを仕切り紙で明確に区分して提出ください。なお、普通徴収者については、普通徴収とする理由の記入欄も漏れなく記入をお願いします。**

※総括表・仕切り紙などの様式は、仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl_service/zeimu_minzei.html)からダウンロードいただけます。

障害者控除対象者認定書を提示すると 障害者控除を受けることができます

【問合せ】長寿支援課(角館庁舎) ☎(43)22801



障がい者に準ずるまたは寝たきりと認められる方は、確定申告などの際に「障害者控除対象者認定書」を提示することで所得税法や地方税法の障害者控除を受けることができます。

「障害者控除対象者認定書」が必要な場合は次の場所で申請してください。なお、障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在の状況により発行するものです。

- 対象者/次の要件をすべて満たす方
- 65歳以上で要介護認定者のうち一定の条件にあてはまる方
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方
- 控除を受ける本人または扶養親族が所得税や市・県民税課税の方
- 申請窓口/長寿支援課(角館庁舎) または各市民センター・各出張所

寝たきりの方のおむつ代が 医療費控除の対象になります

【問合せ】長寿支援課(角館庁舎) ☎(43)22801



傷病によりおむつ6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、申告することにより医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除を受けるのが初めての場合/市役所窓口備え付けの「おむつ使用証明書」用紙にかりつけ医師から証明をもらい、おむつ代領収書を添付して申告してください。

- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合/介護保険法の要介護認定を受けている方は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者が発行する証明書を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、必要な場合は次の場所で申請してください。
- 証明書申請窓口/長寿支援課(角館庁舎) または各市民センター、各出張所

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 納付額証明書について

【問合せ】税務課 市民税係(田沢湖庁舎) ☎(43)1117



例年送付している国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の「納付額証明書」について、今年度から納付書もしくは口座振替(普通徴収)により納付された分のみを記載します。

年金からの天引き(特別徴収)による納付額については、各年

金保険者より発行される**源泉徴収票**をご確認ください。なお、納付額証明書の発送は1月下旬を予定しています。※紛失などにより証明書の再発行が必要な場合は、税務課、各市民センター、各出張所窓口で交付できます。

納付額証明書【見本】
納付書もしくは口座振替により納付された金額のみの記載です。

年金の源泉徴収票【見本】
年金天引き分の金額については、源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

市県民税の申告は 3月15日(月)までです

問 仙北市税務課(田沢湖庁舎) ☎ 43-1117

マイナンバーを
お忘れなく!

▼ 忘れずに申告しましょう

令和3年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中(令和2年1月1日から12月31日まで)の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各市民センター・各出張所の窓口に備え付けますので、3月15日(月)までに申告してください。

なお、2月5日(金)から3月15日(月)まで次ページからの日程表のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください(この期間中は、税務課、各市民センター・各出張所の窓口では受付を行わないのでご注意ください)。
※申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります。
※農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されていない場合は、申告相談をお受けできません。

▼ 申告が必要な方

給与や年金(※)のほかに、農業や事業を営んでいる方、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、家屋を売った)などの収入がある方は申告をしなければなりません。

※公的年金などに係る確定申告不要制度

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告は不要ですが、**市県民税の申告が必要**ですのでご注意ください。

▼ 収入が全くない方も申告の必要があります

申告をしないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんのでご注意ください。また、非課税年金(障害年金、遺族年金など)受給者についても申告が必要です。

▼ 次の方は原則市県民税の申告は必要ありません

- ①税務署に確定申告書を提出する方
- ②給与収入のみの方で、勤務先で年末調整を済ませた方(ただし、各種控除の適用を受けようとする方は除く)

申告会場に持参するもの

- ①申告する方全員の**マイナンバー**がわかるもの
▶マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいずれか
- ②申告する方全員の**本人確認・身元が確認できるもの**
▶マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- ③印鑑
- ④収入額などを証明するもの
▶給与所得者や年金受給者は、源泉徴収票などの収入が明らかとなるもの
▶農業所得を含む事業所得者は、収支計算書、領収書や帳簿類
▶その他の所得がある方は、収入額を証明するものや必要経費がわかるもの
- ⑤各種控除の適用を受ける際の証明となるもの
(例)▶寄付金の領収書 ▶健康保険料、介護保険料の領収書など ▶国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書 ▶障害者手帳、療育手帳、学生証などの証明書 ▶医師などが発行する証明書(おむつなどを使う必要がある方) ▶福祉事務所で発行する認定書(寝たきりなどによる介護を要する方)
※令和2年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合には、「**医療費控除の明細書**」の提出が**必ず必要**となります。「医療費領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院(薬局)」ごとにそれぞれ1年間分まとめて、医療費控除の明細書に記入して会場へお持ちください。**今回の広報に1部折り込んでありますのでご利用ください。**記入欄に不足が生じる場合はコピーしてご利用ください。
※**従来の医療費領収書の提示で控除を受けることはできませんのでご注意ください。**なお、加入している保険者から交付となった医療費通知書を確認して記載となっていない医療費がある場合は領収書を確認のうえ、医療費控除の明細書へ記入してください。
- ⑥e-Tax「利用者識別番号」がわかるもの(取得されている方のみ)
- ⑦税務署から送付された「**確定申告書用紙**」または「**確定申告のお知らせ**」はがき
※所得税の還付を受ける場合は、「源泉徴収票」原本の提示による確認と「各種領収書など」の添付が義務付けられています(e-Taxの場合は添付不要ですが、確認のため原本の提示はさせていただきます)。ない場合は還付が受けられないので、必ず事業所などから交付を受けてから申告相談にお越しください。
※所得税の還付金は口座振込になりますので、還付先として指定する金融機関の口座がわかるものを用意してください。

訂正とお詫び

広報1月1日号に掲載した「旧田沢湖町の縮刷版 広報たざわこを無料で配布します」の記事について、一部(電話番号)誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。
●配布窓口／
誤 西木市民センター(☎43-2200)
正 西木市民センター(☎43-2200)

令和3年度は固定資産税の評価替えの年度です。評価替えでは、固定資産税の税額を算定するための評価額を見直しますが、その一環として雑種地の評価を見直します。
雑種地とは、宅地、田、畑、山林、原野など以外の駐車場、資材置場、造成後の未利用地、太陽光発電施設の敷地などです。
令和3年1月1日現在の現況により、次のとおり変更します(評価額が上昇する土地もあります)。詳しくは税務課にお問い合わせください。

これまで	周辺の土地利用(宅地、田、畑、山林、原野)と同等の評価	
令和3年度から	駐車場、資材置場、造成後の未利用地、太陽光発電施設の敷地	宅地の評価額から造成費を控除した評価(造成費は宅地として利用するための土盛りの高さに応じた金額です。)
	上記以外	周辺の土地利用(宅地、田、畑、山林、原野)と同等の評価

雑種地の評価を見直します

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117



にしき園だより

— 第13号 —

にしき園は高齢や病気で身体機能の衰えた方に日常的な医療やリハビリなどを施し、生活機能の維持向上・在宅復帰をめざす施設です

問 にしき園 ☎47-3211

あけましておめでとうございます。
利用者の皆さんと活動し、仲間作りをしている様子をお知らせします。

●ぬり絵クラブ、習字クラブ…得意な分野で力を発揮する方、初めて取り組んで、次第に夢中になる方など、それぞれ真剣な表情で楽しんでいます。



真剣な表情です。

●レクリエーション…スプーンリレー、輪投げ、的当て、風船バレーなどをします。チームを組んで協力しながらのゲームです。勝負をかけて、一喜一憂です。



色選びに個性がでます。

日々の暮らしの中で、有意義な時間を過ごせますようにと、スタッフが計画し取り組んでいます。

介護員を募集しています。
お気軽にお電話ください。



感染症予防のため、しばらくの間、施設見学・面会などをご遠慮いただいています。

▼ 令和3年市県民税 申告相談日程表 (2月28日～3月15日)

	日	月	火	水	木	金	土
受付日時	28	3/1	2	3	4	5	6
		8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	実施しません
対象地区	実施しません	西明寺・中川地区全域	西明寺・白岩地区全域	雲沢地区全域	雲沢地区全域	雲沢地区全域	実施しません
相談会場	実施しません	角館交流センター	角館交流センター	角館交流センター	角館交流センター	角館交流センター	実施しません
午前制限人数		70人	70人	70人	90人	90人	
午後制限人数		65人	65人	65人	85人	85人	
受付日時	7	8	9	10	11	12	13
	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	実施しません
対象地区		角館町内全域					実施しません
相談会場		角館交流センター					実施しません
午前制限人数	85人	85人	85人	85人	85人	85人	
午後制限人数	80人	80人	80人	80人	80人	80人	
受付日時	14	15					20
	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで					実施しません
対象地区	角館町内全域						実施しません
相談会場	角館交流センター						実施しません
午前制限人数	85人	85人					実施しません
午後制限人数	80人	80人					実施しません

！お願い
 今年は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、1日の申告相談受付人数に制限を設けています。対象地区ごとに日数・人数を調整しています。極力お住まいの地区相談会場で申告をお願いします。

▼ 新型コロナウイルス感染症対策について

- ①申告する方を分散化するため、午前中の申告相談開始時刻を30分繰り上げます(一部除く)。
- ②会場の三密を防ぎ、他の人との距離を確保するため、**1日あたりの申告相談受付人数に制限を設けます。なお、制限人数に達した場合は、後日再来場をお願いします。**
- ③来場される方は、原則マスクを着用し、非接触型体温計での検温、手指アルコール消毒をお願いします。
※発熱症状がある方は入場をお断りします。また、感染予防をすることが困難な状況となった場合、会場を閉鎖することがあります。
- ④待合室の待合人数を最少人数とするため、車で来場した方については車での待機をお願いすることがあります。

▼ 相談会場が変わる地区があります

▶角館地区申告会場の統合について… 昨年まで、角館地区の申告相談は4か所の会場で行っていましたが今回から「角館交流センター」1か所に統合します。

▼ e-Tax (電子申告) 利用促進のお願い

- ①国税庁と市では、申告相談の手続きを効率的に行えるよう「e-Tax(電子申告)」の利用を推進しています。申告内容を電子で送信するため、記名押印や添付書類の税務署への提出省略(確認のため提示はさせていただきます)、作業時間短縮、所得税還付金の早期還付など、一連の手続きを格段に早く終わることができます。
- ②パソコン・スマートフォンで自宅からマイナンバーカード方式(カードリーダー(スマートフォンで代用可能)が必要)または、ご本人が税務署で発行を受けたID・パスワード方式を利用し、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書や決算書・収支内訳書を作成して、e-Tax(電子申告)による提出も積極的にご利用ください。
※**申告する方の利便性向上、さらには新型コロナウイルス感染症予防対策の観点からも、ぜひご利用ください。**

▶西明寺地区申告会場について… 西木庁舎の大規模改修工事により西木総合開発センターの利用ができなため、西木公民館で申告相談を実施します。

▼ 令和3年市県民税 申告相談日程表 (2月5日～2月27日)

	日	月	火	水	木	金	土
受付日時						2/5	6
						8:30 から 15:00 まで	実施しません
対象地区						田沢地区全域	実施しません
相談会場						田沢交流センター	実施しません
午前制限人数						70人	
午後制限人数						50人	
受付日時	7	8	9	10	11	12	13
	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 11:30 まで	8:30 から 16:00 まで	実施しません
対象地区		生保内地区全域				神代地区全域	実施しません
相談会場		田沢湖総合開発センター				神代就業改善センター	実施しません
午前制限人数	120人	120人	85人	85人	100人	85人	
午後制限人数	100人	100人	80人	80人	-	80人	
受付日時	14	15	16	17	18	19	20
	実施しません	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 11:30 まで	9:00 から 15:00 まで	9:00 から 16:00 まで	実施しません
対象地区	実施しません	神代地区全域			上檜木内地区全域	檜木内地区全域	実施しません
相談会場	実施しません	神代就業改善センター			紙風船館	檜木内地区公民館	実施しません
午前制限人数		85人	85人	85人	60人	65人	
午後制限人数		80人	80人	-	40人	65人	
受付日時	21	22	23	24	25	26	27
	9:00 から 11:30 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 16:00 まで	8:30 から 11:30 まで	8:30 から 16:00 まで	実施しません
対象地区	檜木内地区全域	西明寺地区全域			西明寺・中川地区全域	実施しません	実施しません
相談会場	檜木内地区公民館	西木公民館			角館交流センター	実施しません	実施しません
午前制限人数	65人	70人	70人	70人	70人	70人	
午後制限人数	-	60人	60人	60人	-	65人	

▼ 申告書などの用紙について

各庁舎・各出張所の窓口に備えていますのでご利用ください。市町村民税・県民税(国民健康保険税)申告書、医療費控除の明細書については仙北市ホームページ(https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/dl_service/zeimu_minzei.html)からダウンロードすることもできます。
 農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方については、申告相談での申告書の作成ができませんので、直接税務署に申告してください。

受付の番号札配布について

次の時間で番号札を配布します。

- ▶午前の部 8時から午前の部終了30分前
- ▶午後の部 11時30分から午後の部終了30分前

※先着順で配布することをご了承願います。
 ※正午から13時までは申告相談を実施しません。

